

これから地域工務店が取組むこと

昨今、多くの法律や制度の改正が聞こえてきておりますが、コロナ禍の影響もあり必要な情報を得る機会が限られております。

そこで本セミナーでは、社会資本整備審議会での答申書を基に特に重要なキーワードを中心に分かりやすくお話頂きます。

- 1) 省エネ基準義務・外皮性能上位等級への対応
- 2) 木造4号建築物縮小にともなう構造対応等
- 3) その他各種変更点

★資料では読み解きにくい点を青木様よりご解説いただきます。



講師プロフィール

株式会社青木工務店(神奈川県大和市)

代表取締役 青木 哲也氏

神奈川県出身

一級建築士、木造建築士、宅建士

(一社)JBN・全国工務店協会 理事 中大規模木造委員会 委員長
社会資本整備審議会 専門委員

会場での開催に加えオンラインでも配信致します!!

日時 4月6日(水) 10:30~12:00

場所 ふじさんメッセ会議室

お申し込みは下記URL又はQRコードから

<https://forms.gle/MambWrSS42F1AFdr8>

(マルダイHPにもリンクが貼ってあります)



☆会場参加ご希望の方はFAXでもお申し込み頂けます

FAX: 0545-35-3569 場所: ふじさんメッセ(富士市柳島189-8)

会社名
(人数)

(人)

担当営業

社会資本整備審議会とは

国土交通大臣の諮問に応じて、不動産業、住宅、建築、官公庁施設などに関する重要事項を調査審議し、関係行政機関(国土交通大臣など)に意見をのべることを目的に設置された審議会。

今後の建築業界全体に大きな影響を与える審議会です。



範囲縮小が本格的に議論されています。省エネ基準の義務化も含め確認申請時の書類が増えるため対応が求められます。



4号特例とは

2階建て以下・延べ面積500m²以下・高さ13m以下・軒の高さ9m以下の木造建物で、建築士が設計したものであれば、建築基準法6条の4第3号によって、建築確認の審査を省略することができる特例措置。

今後の省エネ政策は？

2021年度
(現在)

2022年度

2023年度

2024年度

2025年度

2026年度

小: 説明義務
中: 届出義務
大: 届出義務

支援措置における省エネ基準適合要件化
(補助) (融資) (税)

省エネ基準適合義務化

誘導基準をZEHレベル(強化外皮基準&BEI=0.8)に引上げ
低炭素建築物、長期優良住宅の認定基準をZEHレベル(強化外皮基準&BEI=0.8)に引上げ
住宅性能表示制度においてZEHレベル以上の多段階の等級を設定(断熱等級&一次エネルギー消費量等級)

2030年度
(中期)

遅くとも2030年までに義務基準をZEHレベル(強化外皮基準&BEI=0.8)に引上げ

(脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップより抜粋)

新しい省エネ対策のロードマップによれば、2025年には義務化。2030年にはZEH相当の外皮基準が義務化となっています。適切な施工と設備も含めた説明・提案ができなければ大きなトラブルに繋がる可能性があります。

